

○公営企業の設置等に関する条例

昭和49年3月30日

宮城県条例第8号

公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

公営企業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、別に定めるもののほか、県の経営する企業（以下「公営企業」という。）の設置、経営の基本等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元条例62・一部改正)

(公営企業の設置)

第2条 県は、公営企業として、次の各号に掲げる事業を設置する。

- (1) 水道用水供給事業
- (2) 工業用水道事業
- (3) 地域整備事業
- (4) 流域下水道事業

(平8条例6・平9条例11・平20条例2・平31条例4・一部改正)

(経営の基本)

第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、産業の振興を図り、県民の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道用水供給事業の用に供する施設の名称、給水対象及び1日の最大給水能力は、次のとおりとする。

名称	給水対象	1日の最大給水能力
大崎広域水道	栗原市、大崎市、富谷市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、松島町及び大衡村	12万立方メートル
仙南・仙塩広域水道	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、	55万3,300立方メートル

	松島町、七ヶ浜町及び利府町	
--	---------------	--

3 工業用水道事業の用に供する施設の名称、給水区域及び1日の最大給水能力は、次のとおりとする。

名称	給水区域	1日の最大給水能力
仙塩工業用水道	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町及び大和町	10万立方メートル
仙台圏工業用水道	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町	10万立方メートル
仙台北部工業用水道	大崎市、加美町、大和町及び大衡村	6万立方メートル

4 地域整備事業の対象区域は、県内の全域とし、その施行箇所、施行規模、貸付けの対象等は、その都度予算で定める。

5 流域下水道の事業の用に供する施設の名称及び当該施設に接続する下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道は、次のとおりとする。

名称	当該施設に接続する公共下水道
仙塩流域下水道	仙台市公共下水道、塩竈市公共下水道、多賀城市公共下水道、七ヶ浜町公共下水道及び利府町公共下水道
阿武隈川下流流域下水道	仙台市公共下水道、白石市公共下水道、名取市公共下水道、角田市公共下水道、岩沼市公共下水道、蔵王町公共下水道、大河原町公共下水道、村田町公共下水道、柴田町公共下水道、丸森町公共下水道及び亘理町公共下水道
鳴瀬川流域下水道	大崎市公共下水道及び美里町公共下水道
吉田川流域下水道	富谷市公共下水道、大和町公共下水道、大郷町公共下水道及び大衡村公共下水道
北上川下流流域下水道	石巻市公共下水道及び東松島市公共下水道
北上川下流東部流域下水道	石巻市公共下水道及び女川町公共下水道
迫川流域下水道	登米市公共下水道及び栗原市公共下水道

（昭50条例3・昭51条例43・昭55条例3・昭62条例22・昭63条例1・平6条例6・平8条例6・平9条例11・平13条例50・平15条例5・平15条例16・平17条例37・平17条例170・平18条例19・平20条例2・平28条例49・平31条例4・一部改正）

(法の適用)

第4条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、地域整備事業及び流域下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(平8条例6・平9条例11・平20条例2・平31条例4・一部改正)

(組織)

第5条 法第7条ただし書の規定により、第2条各号の事業を通じて管理者1人を置く。

2 法第14条の規定により、前項の管理者の権限に属する事務を処理させるため、企業局を置く。

(料金)

第6条 水道用水供給事業又は工業用水道事業(以下「水道事業」という。)の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

2 水道用水供給事業に係る料金は別表第1、工業用水道事業に係る料金は別表第2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、第19条第1項に規定する場合には、水道用水供給事業に係る料金及び工業用水道事業に係る料金は、前項に規定する水道用水供給事業に係る料金及び工業用水道事業に係る料金から同条第1項に規定する利用料金(水道用水供給事業及び工業用水道事業に係るものに限る。)をそれぞれ減じたものとする。

(昭50条例3・昭51条例41・昭51条例43・昭54条例25・昭55条例3・平元条例34・平8条例6・令元条例62・一部改正)

(市町村負担金)

第6条の2 管理者は、下水道法第31条の2第1項の規定により、市町村負担金(流域下水道の設置及び改築に要する費用に係るもの及び流域下水道の修繕、維持その他管理に要する費用に係るもの(以下「維持管理負担金」という。)をいう。以下同じ。)を流域下水道事業の用に供する施設により利益を受ける市町村に負担させることができる。

2 前項の維持管理負担金の額は、別表第3のとおりとする。

(令元条例62・追加、令6条例57・一部改正)

(手数料)

第7条 水道事業において、給水施設の新設、増設若しくは改造のため自己の提供する材料について管理者の検査を受ける者又は給水施設に異常があると認めて管理者の検査を受ける者からは、手数料を徴収する。

2 手数料の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める

額とする。

(1) 材料検査料 材料の価格の100分の1の範囲内で管理者が定めた額

(2) 給水施設異常検査料 適正な原価を基礎として管理者が定めた額

(延滞金)

第8条 水道事業に係る料金（以下「水道料金」という。）又は手数料の納入義務者が当該料金又は手数料を納期限までに納入しなかったときは、当該未納金額にその納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額を延滞金として徴収する。

(昭54条例25・一部改正)

(納入方法)

第9条 水道料金、市町村負担金、手数料及び延滞金の納入方法は、管理者が別に定める。

(令元条例62・一部改正)

(水道料金等の減免)

第10条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道料金、手数料又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 災害その他やむを得ない事情により給水の制限又は停止をしたとき。

(2) 公益上の理由その他特別の事情により管理者が必要と認めたとき。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は7,000万円以上の不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(昭51条例43・昭61条例24・一部改正、平8条例6・旧第12条繰上、平17条例92・一部改正)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第12条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200万円以上である場合とする。

(平8条例6・旧第13条繰上、平14条例59・令元条例62・令5条例46・一部改正)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第13条 法第40条第2項の条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の事故による損害賠償の額の決定については、当該決定に係る金額が1件につき自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条第1項第1号イに掲げる金額）を超えるものとする。

（平8条例6・旧第14条繰上）

（業務状況説明書類の提出）

第14条 管理者は、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類には前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類には同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにする書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

（平8条例6・旧第15条繰上）

（公共施設等運営権の設定）

第15条 管理者は、民間資金法第16条の規定により、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、次に掲げる施設（当該施設のうち管路その他管理者が別に定めるものに係る部分を除く。以下「運営権設定施設」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。

- (1) 大崎広域水道
- (2) 仙南・仙塩広域水道
- (3) 仙塩工業用水道
- (4) 仙台圏工業用水道
- (5) 仙台北部工業用水道

- (6) 仙塩流域下水道
- (7) 阿武隈川下流流域下水道
- (8) 鳴瀬川流域下水道
- (9) 吉田川流域下水道

(令元条例62・追加)

(民間事業者の選定の手続)

第16条 管理者は、運営権設定施設の公共施設等運営事業（民間資金法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）に係る選定事業者を選定しようとする場合には、当該選定事業者として選定を受けようとする民間事業者を公募するものとする。

2 管理者は、前項の規定による公募に応募があったときは、次に掲げる基準により最も適切に運営権設定施設の運営等（民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行うことができると認める者を選定事業者を選定するものとする。

- (1) 運営権設定施設の運営等に関する計画の内容が当該運営等を適正かつ確実に行うため適切なものであること。
- (2) 前号の計画の内容に沿った運営等を安定して行う経営能力が運営権設定施設に係る公共施設等運営権の存続期間を通じて確保される見込みがあること。
- (3) 民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、運営権設定施設の運営等が効率的かつ安定的に行われる見込みがあること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準

(令元条例62・追加)

(運営権者による運営等の基準)

第17条 第15条の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）は、次に掲げる基準により、運営権設定施設の運営等を行わなければならない。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法その他の法令（条例及び規則（法第10条に規定する管理規程を含む。）を含む。）の規定を遵守し、適正な運営等を行うこと。
- (2) 運営権者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等を十分に発揮し、運営権設定施設の運営等を効率的かつ安定的に行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準

(令元条例62・追加)

(運営権者が行う業務の範囲)

第18条 運営権者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 運営権設定施設の経営に関する業務
- (2) 運営権設定施設の維持管理及び改築に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が別に定める業務

(令元条例62・追加)

(運営権者が収受する利用料金等)

第19条 運営権設定施設の運営等を運営権者が行う場合には、当該運営権設定施設を利用する者は、当該運営権者に当該運営権設定施設の利用に係る利用料金(民間資金法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を納めなければならない。

2 前項の利用料金の額は、管理者が定める額の範囲内で、第15条各号に掲げる施設ごとに運営権者が定める。

3 第1項の場合における第6条の2第2項及び別表第3の規定の適用については、同項中「前項の維持管理負担金の額」とあるのは「第19条第1項に規定する利用料金(流域下水道事業に係るものに限る。)の額及び維持管理負担金の額を合算した額」と、同表中「維持管理負担金の額」とあるのは「第19条第1項に規定する利用料金(流域下水道事業に係るものに限る。)の額及び維持管理負担金の額を合算した額」とする。ただし、第30条に規定する指定管理者が管理する施設に係る第6条の2第2項及び同表の規定の適用については、この限りでない。

(令元条例62・追加、令3条例52・令6条例57・一部改正)

(利用料金等の減免)

第20条 運営権者は、次の各号の一に該当するときは、利用料金又はこれに係る遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事情により給水の制限又は停止をしたとき。
- (2) 公益上の理由その他特別の事情により運営権者が必要と認めたとき。

(令3条例52・追加)

(経営審査委員会の設置)

第21条 管理者の諮問に応じ、運営権者の行う業務の運営について調査審議するため、宮城県企業局経営審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(令3条例52・追加)

(所掌事務)

第22条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第17条に規定する基準への適合に関する事項
- (2) 利用料金の額の改定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(令3条例52・追加)

(組織等)

第23条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、前条に規定する事項に関し優れた識見を有する者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(令3条例52・追加)

(臨時委員)

第24条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令3条例52・追加)

(委員長及び副委員長)

第25条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令3条例52・追加)

(会議)

第26条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令3条例52・追加)

(意見の聴取等)

第27条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(令3条例52・追加)

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(令3条例52・追加)

(議会への報告等)

第29条 管理者は、毎年度、運営権者が行う業務の運営の状況その他必要な事項を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(令3条例52・追加)

(指定管理者による管理)

第30条 管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、流域下水道事業の用に供する施設(運営権設定施設を除く。次条第1号において同じ。)の管理を行わせる。

(平31条例4・追加、令元条例62・旧第15条繰下・一部改正、令3条例52・旧第20条繰下)

(管理業務の範囲)

第31条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 流域下水道事業の用に供する施設(管理者が別に定める施設を除く。)の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が別に定める業務

(平31条例4・追加、令元条例62・旧第16条繰下、令3条例52・旧第21条繰下)

(過料)

第32条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平8条例6・旧第16条繰上、平12条例4・一部改正、平31条例4・旧第15条繰下、令元条例62・旧第17条繰下、令3条例52・旧第22条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(宮城県開発局設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宮城県開発局設置条例(昭和42年宮城県条例第22号)

(2) 水道企業の設置等に関する条例(昭和48年宮城県条例第30号)

(3) 工業用地等造成事業の設置等に関する条例(昭和45年宮城県条例第20号)

(4) 有料道路管理事業の設置等に関する条例(昭和46年宮城県条例第24号)

(給水の開始時期)

3 第1項の規定にかかわらず、大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道及び仙台圏工業用水道に係る給水は、規則で定める日から開始する。

(仙台圏工業用水道に係る規則で定める日=昭和51年10月1日)

(大崎広域水道に係る規則で定める日=昭和55年4月1日)

(仙南・仙塩広域水道に係る規則で定める日=平成2年4月1日)

(昭51条例43・一部改正)

(経過措置)

4 この条例の施行前にこの条例による廃止前の水道企業の設置等に関する条例及び有料道路管理事業の設置等に関する条例の規定に基づいてなされた処分その他の行為は、この条例の相当の規定に基づいてなされたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和26年宮城県条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表第1(第6条関係)

(昭54条例25・追加、平元条例7・平元条例34・平5条例30・平7条例39・平9条例11・平12条例4・平17条例7・平21条例59・平26条例61・令元条例50・令5条例46・一部改正)

水道用水供給料金

施設	種類	基本料金の額 (基本水量1立方メートルにつ き)	使用料金の額 (給水量1立方メートルにつき)
大崎広域水道		月額 485円	89円
仙南・仙塩広域水道		月額 799円	41円

備考

- 1 水道用水供給料金は、基本料金と使用料金の合計額とする。
- 2 基本料金の額及び使用料金の額は、この表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。
- 3 基本水量とは、1日の最大給水能力を基礎として給水対象ごとに管理者が定める水量をいう。
- 4 年間給水量（当該年度における給水量をいう。）が年間責任水量（当該年度における1日の最大給水量として管理者が給水対象ごとに定める水量に管理者が定める率を乗じ、これに当該年度の日数を乗じて算定した水量をいう。以下同じ。）に満たない場合には、使用料金の額の欄に規定する額に年間責任水量を乗じて得た金額を当該年度に係る使用料金とする。

別表第2（第6条関係）

（昭50条例3・昭51条例41・昭52条例21・一部改正、昭54条例25・旧別表第1繰下、昭55条例3・昭56条例15・昭57条例30・昭59条例32・昭62条例6・平元条例7・平4条例13・平5条例7・平7条例11・平8条例6・平9条例11・平13条例5・平14条例2・平17条例7・平29条例12・令元条例62・一部改正）

工業用水道料金

施設	種類	基本料金の額 (基本水量1立方 メートルにつき)	超過料金の額 (超過水量1立方 メートルにつき)	量水器使用料金の 額
仙塩工業用水道		54円	108円	適正な原価を基礎 として管理者が定 めた額
仙台圏工業用水道		30円	60円	
仙台北部工業用水道		59円	118円	

備考

- 1 基本料金の額及び超過料金の額は、この表に定める額（第5号に掲げる場合にあつ

ては、同号の規定により算出した額) に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。

- 2 基本水量とは、1日のうち最大に使用するものと見込まれる1時間の水量(以下「時間当たり給水量」という。)を24時間均等に給水するものとして管理者が定めた1日の給水量をいう。
- 3 超過水量とは、基本水量が300立方メートルを超える場合にあっては時間当たり給水量を超えて使用した水量のうち当該超えた部分の水量が最大となった1時間当たりの当該水量(以下「時間当たり超過水量」という。)を24時間均等に使用したものととして算定した水量をいい、基本水量が300立方メートル以下の場合にあっては1月に使用した水量のうち当該基本水量に当該月の日数を乗じて算定した水量を超えた部分の水量をいう。
- 4 次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、超過料金は徴収しない。
 - (1) 時間当たり給水量を超えて使用した時間が1日につき2時間以内であること。
 - (2) 1日の使用水量が基本水量以内であること。
 - (3) 時間当たり超過水量が時間当たり給水量の100分の5以内であること。
- 5 仙台北部工業用水道の基本料金の額及び超過料金の額については、工業用水道事業法第11条第1項第4号に規定する浄水施設で浄化した工業用水を使用する場合は、この表に定める額に、基本料金の額にあっては20円を、超過料金の額にあっては40円を加算した額とする。

別表第3 (第6条の2、第19条関係)

(令元条例62・追加、令5条例46・令6条例57・一部改正)

施設	維持管理負担金の額 (公共下水道からの流入量1立方メートルにつき)
仙塩流域下水道	38.6円
阿武隈川下流流域下水道	44.8円
鳴瀬川流域下水道	81.3円
吉田川流域下水道	50.2円
北上川下流流域下水道	81.0円
北上川下流東部流域下水道	133.8円
迫川流域下水道	125.3円

備考 維持管理負担金の額は、この表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を

それぞれ加算した額とする。

附 則（昭和50年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

（給水の開始時期）

2 前項の規定にかかわらず、仙台北部工業用水道に係る給水は、規則で定める日から開始する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までの水道事業の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別法第2の改正規定は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第43号）

この条例は、仙南・仙塩広域水道に係る厚生大臣の認可があった日から施行する。ただし、第3条第4項及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年条例第3号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和54年規則第31号で昭和54年6月1日から施行）

附 則（昭和54年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から昭和61年3月31日までの間における大崎広域水道の利用に係

るこの条例による改正後の公営企業の設置等に関する条例別表第1の規定の適用については、同表中「990円」とあるのは「780円」と、「71円」とあるのは「51円」とする。

(昭57条例30・昭59条例32・一部改正)

附 則 (昭和55年条例第3号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第15号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定による行政財産の目的外使用の許可を受けた場合における当該許可の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

8 施行日の前日までの仙塩工業用水道の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年条例第2号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第33号で昭和57年5月1日から施行)

附 則 (昭和57年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙台圏工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、な

お従前の例による。

附 則（昭和61年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3備考第4号の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和61年規則第61号で昭和61年12月1日から施行）

附 則（昭和62年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第22号）

この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第1号）

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第16号）

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前からの継続した水道用水又は工業用水の供給で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成2年条例第16号）

この条例中、第1条の規定は平成2年9月1日から、第2条の規定は規則で定める日から

施行する。

(平成2年規則第64号で平成2年12月1日から施行)

附 則 (平成4年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた行為又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 施行日の前日までの仙台北部工業用水道の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年条例第30号) 抄

(施行規則)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までの仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年条例第6号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第24号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年規則第120号で平成6年10月1日から施行)

附 則 (平成6年条例第36号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第2号で平成7年2月1日から施行)

附 則 (平成7年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの仙台北部工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続した水道用水又は工業用水の供給で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお、従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第16号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表備考に係る部分に限る。）及び別表第2の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第37号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第92号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第170号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第19号）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第59号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第61号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第49号）

この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日＝平成28年10月10日）

附 則（平成29年条例第12号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの公営企業の設置等に関する条例の規定による仙台圏工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（令和元年条例第50号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定（「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第52号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（令和5年条例第46号）

(施行期日)

1 この条例中別表第3の改正規定は令和6年1月1日から、第12条の改正規定、別表第1の改正規定及び次項の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第57号）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの流域下水道事業の施設の利用に係る維持管理負担金の額並びに第19条第1項に規定する利用料金（流域下水道事業に係るものに限る。）の額及び維持管理負担金の額を合算した額については、なお従前の例による。